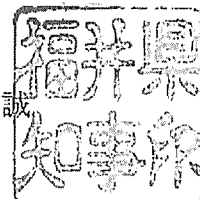




環 政 第 1 6 7 号  
平 成 2 1 年 1 0 月 1 4 日

国土交通省近畿地方整備局長  
上 総 周 平 様

福 井 県 知 事  
西 川 一 誠



九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価準備書に関する  
環境の保全の見地からの意見について

平成21年3月17日付けで提出のあったみだしの準備書について、環境影  
響評価法第20条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

(別紙)

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に係る事業実施区域は、谷間の河川を落葉広葉樹林などからなる森林が広く囲み、クマタカ等の希少猛禽類が生息する自然環境が豊かな地域となっており、この周囲の森林を集水域とする足羽川がその支川からの清流を集め、池田町から福井市へと流れている。また、当該地域およびその周辺は、登山、溪流釣り、自然探勝などの場として、年間を通じて利用者が訪れている。

本事業計画は、通常時は湛水を行わない流水型ダムであることから、下流の流況は基本的に変わらないものとし、そこに生息・生育する動植物の生息・生育環境は、おおむね長期的には維持されるとしている。しかしながら、洪水調節地の面積は約94ヘクタールにわたっており、その中の動植物の生息・生育環境は、試験湛水時には一定期間水没し、供用後の洪水調節時にも短期間水没することとなる。また、これら貯水後の放流時には、下流河川水質の一時的な悪化も予測されている。さらに、ダム本体部分だけでなく、導水トンネルや堰等が設けられることから、これら施設の周辺の自然環境や地下水および下流域の河川等に影響が及ぶおそれがあるものである。

こうした地域特性および事業特性を踏まえ、また、全国で初めて環境影響評価が実施される流水型ダム建設事業であることから、その予測結果には不確実性が避けられないことを念頭に、事業実施前に環境保全措置を十分に検討することはもとより、並行して実施するモニタリングの結果を速やかに環境保全措置に反映するなど、順応的対応を適切に行い、環境の保全に万全を期すことが必要である。

さらに、事業の実施およびモニタリングにより得られた知見が、全国のモデルケースとして今後のダム事業の環境保全対策に有効に活用され、環境配慮が一層促進されるよう期待する。

これらのことから、以下の事項について十分に配慮し、事業を適切に実施することが必要である。

## I 全般的事項

### 1 環境配慮・モニタリング

環境影響評価法の趣旨である環境影響をできる限り回避・低減するとの観点から、予測の結果、影響が小さいとしていることをもって、環境保全措置の検討が行われていない動植物や河川域の生態系、その他の環境要素についても、できる限り環境の保全のための配慮およびモニタリングを行うこと。

また、工事の実施に当たっては、環境保全措置等が適正に実施されるよう工事関係者への教育や指導など適切な施工管理を行うこと。

さらに、工事が長期にわたるため、Ⅱ期工事段階で予測の前提条件が大きく異なるおそれがあることから、Ⅱ期工事開始前に動物および植物等の調査を実施し確認を行うとともに、この結果を踏まえ必要な環境保全措置を検討すること。

### 2 環境影響評価書の記載

- (1) 対象事業の目的および内容において、事業規模の根拠や現行計画に至る環境配慮の経緯を明らかにするとともに、造成計画、施設計画、道路計画、排水計画および廃棄物処理計画等の環境影響評価の前提となる工事計画および供用後の施設運用計画等を整理して記載すること。
- (2) 環境影響評価準備書の内容が複雑で長大であることから、簡略化や重点化を図るなどにより、わかりやすいものとする。

## II 個別事項

### 1 大気質・騒音

工事関係車両の運行に伴う粉じんによる影響について配慮すること。

また、建設機械の稼働および小型車を含む工事関係車両の運行に伴う騒音について、できる限りその低減を図るとともに、あらかじめ県等の関係機関と協議の上、事業実施段階で調査を行い、その結果に応じた環境保全措置を講ずること。

### 2 水質

- (1) 工事の各段階において裸地面積の最小化による濁水の発生抑制を図るとともに、濁水処理施設および沈砂池について必要な規模の確保と適正な維持管理により、排水中の浮遊物質（SS）をできる限り低減すること。
- (2) 試験湛水および洪水調節時においては、水の濁りが一時的ではあるものの現状に比べ大きくなることが予測されており、かつ、その予測結果

自体に不確実性があることから、水の濁りの低減手法について、試験湛水の実施および供用開始までにさらに検討を行うこと。

また、工事中および供用時における下流河川水質への影響を的確に把握するため、あらかじめ県等の関係機関と協議の上、継続的な水質モニタリングを実施すること。

- (3) 試験湛水に伴う放流による下流河川における水温の低下およびその後の急激な上昇が予測されていることから、魚類や底生動物等への影響を考慮し、水温の変化による影響の低減手法について、試験湛水の実施までにさらに検討を行うこと。
- (4) 試験湛水時の貯留水および放流水の水質は、その時々々の降雨状況などの気象条件等の影響を受けることから、試験湛水時の気象条件等に即した対応をとり、水質等への影響をできる限り低減するよう環境保全措置等を講じること。

### 3 地下水

導水施設の施工に当たり、地下水の水位および水質への影響を考慮の上、高透水ゾーンの把握および具体的な施工方法の選定を的確に行うことにより、環境保全措置の効果を高めること。また、予測された地下水の影響範囲および事業実施区域周辺における地下水について、水位および水質のモニタリングを実施すること。

### 4 動物

- (1) クマタカについては、事業実施区域の近傍で繁殖が確認されていることから、生息地の改変および工事の実施による影響について、事業の各段階において、環境保全措置等を十分に検討すること。また、事後調査およびモニタリングの結果について県に報告するとともに、その結果に応じ、工事の一時中止等の適切な環境保全措置等を実施すること。
- (2) 希少猛禽類の事後調査やモニタリングに当たっては、調査員の存在が営巣等に影響を与えることのないよう、調査地点および調査方法等について十分に配慮すること。
- (3) アジメドジョウの避難場所の整備に当たっては、漁業者等の専門的知識を有する者への聞き取りなどにより、環境保全措置の確実性を高めるとともに、生態に対応したモニタリングを実施すること。
- (4) 事業実施区域およびその周辺において確認されており、環境保全措置の対象となっていない重要な種、特に調査範囲内で繁殖の可能性があるオオタカやサシバ等の希少猛禽類については、生態を考慮した継続的な

調査を行い、その結果を県に報告するとともに、環境の保全のための必要な配慮を行うこと。

- (5) 現地調査において確認されていない重要な動物種について、事業実施前および実施中の調査等において確認された場合には、環境の保全のための必要な配慮を行うこと。

## 5 植物

- (1) エゾナニワズなど植物の移植等の代償措置の実施に当たっては、種ごとの特性の確認などにより、植物の環境保全措置の確実性を高めるとともに、保全対象種の生態に対応したモニタリングを実施すること。
- (2) 事業実施区域およびその周辺において確認されており、環境保全措置の対象となっていない重要な植物種については、生態を考慮した継続的な調査を行い、その結果を県に報告するとともに、環境の保全のための必要な配慮を行うこと。
- (3) 現地調査において確認されていない重要な植物種について、事業実施前および実施中の調査等において確認された場合には、環境の保全のための必要な配慮を行うこと。

## 6 生態系

環境保全措置と併せて実施する対応に示された措置に加え、自然植生の再生を基本とした植栽や外来種対策などを実施し、改変地や試験湛水および洪水調整後のダム洪水調節地内において、生態系が保全・再生するよう配慮すること。

## 7 人と自然との触れ合いの活動の場・景観

- (1) レクリエーションとしての釣りおよび地域住民の日常的な自然との触れ合いの活動の場としての足羽川およびその支川の利用の実態を把握するとともに、その状況に応じ、影響の低減のための配慮を行うこと。
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場とされている龍双ヶ滝へのアクセス道路からの景観について、工作物、改変地および洪水調節地と周辺景観との調和を図ること。

## 8 廃棄物等

- (1) 事業の実施に当たっては、多量に発生する発生土および汚泥について、工事の各段階において発生の抑制および再利用の促進を図ること。  
また、工事の実施までに、県等の関係機関と協議の上、具体的な処理

計画を作成し、報告すること。

- (2) 事業実施区域周辺には旧鉱山が存在し、自然由来の重金属等の有害物質が地盤中に含有しているおそれがある。このため、事業の実施に伴い発生する発生土および汚泥の処分ならびに再利用による土壌汚染等を防止するため、事業実施区域の土壌、発生土および汚泥の有害物質の含有状況の確認を行い、県等の関係機関に報告すること。
- (3) 廃棄物等の処理、再利用および処分等に当たって、新たな環境影響が生じないように適切に管理すること。また、再利用等の促進に当たり、新たな環境影響が生じるおそれがある場合には、その影響に対する環境保全措置を検討するとともに、県等の関係機関と協議すること。

## 9 その他

工事中または供用後において環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、必要な配慮を行うこと。